

岐阜市避難行動要支援者支援計画

平成27年3月作成

令和4年3月改訂

岐 阜 市

【目次】

第1章 総則	
1 岐阜市避難行動要支援者支援計画の策定の背景と目的	1
2 岐阜市避難行動要支援者支援計画の位置づけ	3
3 用語の定義	3
第2章 避難行動要支援者の把握	
1 避難行動要支援者名簿の作成	6
2 個人情報への厳格な管理	12
第3章 避難行動要支援者支援の体制	
1 市の役割	13
2 避難支援等関係者の役割	14
3 個別避難計画の作成	15
第4章 制度の見直し	
1 岐阜市地域福祉推進計画との関連性	17
2 岐阜市避難行動要支援者支援協議会の開催	18
3 避難行動要支援者名簿の見直し（平成31年3月）	18
【様式】	19

第1章 総 則

1 岐阜市避難行動要支援者支援計画策定の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災は、その犠牲者の約半数が災害時要援護者であり、その原因として災害発生直後の安否確認や救出活動が迅速に行われなかったことや被災後の避難生活等のサポートが不十分であったことがあげられるなど、災害時要援護者対策のあり方について大きな教訓を残した災害でした。

その後、平成16年の新潟・福島豪雨をはじめとする風水害においても被害者の多くが、高齢者や障がい者等であったことから、国は平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定、これを受けて全国的に災害時要援護者に対する支援体制の整備が進められることとなりました。

本市でも平成19年度から検討を始め、平成20年度に「岐阜市災害時要援護者支援対策マニュアル」及び「災害時要援護者支援行動指針」を策定し、災害時要援護者名簿を活用した支援を行ってきました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災でも、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の犠牲が多く、死者のうち65歳以上の高齢者の占める割合は約6割にのぼり、障がい者の死亡率も全体の死亡率の約2倍となるなど、過去の教訓が活かされていないことが明らかとなりました。

このようなことから、国においてはこうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法（以下「法」という。）を改正し、その中で市町村に避難行動要支援者名簿の作成の義務付けや避難支援等関係者への名簿の提供などが初めて明記されました。

また、法改正を受けて、実効性のある避難支援がなされるよう個別計画の策定など取り組むべき事項について取りまとめた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）が同年8月に内閣府により策定され、令和3年5月には、災害対策基本法が一部改正により、個別計画を個別避難計画と呼称し、その作成を市町村の努力義務とした。

本市においては、内陸地震の発生原因となる活断層が県内各地に多く存在している状況にあるとともに、今後30年以内の発生確率が70～80パーセント程度と言われる南海トラフ地震では甚大な被害が懸念されているところで

す。また、本市の総人口は緩やかに減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は年々増加の一途をたどっており、令和2年度では総人口の3分の1に迫る勢いになっています。

本計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、法の改正及び国の取組指針を踏まえて、本市における避難行動要支援者の避難支援についてのマニュアル等を全面的に見直し、自助及び地域の共助を基本とした避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることを目的として策定するものです。

近年の避難行動要支援者（災害時要援護者）に関連する出来事

年月	項目	主な内容
H7.01	阪神淡路大震災	死者の約半数が65歳以上の高齢者。
H16.07 H16.09	新潟・福島豪雨、福井豪雨 三重県の土砂災害	死者206名中、約6割が高齢者。
H18.03	災害時要援護者の避難支援ガイドライン（国）	総務省・厚生労働省共同検討会が作成要援護者支援の基本方針を策定。
H18.07	災害時要援護者支援対策マニュアル（県）	厚生労働省の避難支援ガイドラインを受けて岐阜県が策定。
H20.05	「岐阜市災害時要援護者支援対策マニュアル」策定	県のマニュアルを受け、岐阜市における、要援護者対策の方針が決定。避難支援等関係者へ災害時要援護者台帳を配布。
H21.02	「災害時要援護者支援行動指針」策定	岐阜市災害時要援護者支援協議会を設置、同協議会が策定。
H23.03	東日本大震災	被災地全体の死者数のうち約6割が65歳以上の高齢者。 障がい者の死亡率は、全体の約2倍。
H25.06	災害対策基本法の一部改正	市町村長に避難行動要支援者名簿の作成を義務づけ。 要配慮者、避難行動要支援者の用語を定義。
H25.08	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（国）	内閣府が名簿作成義務化や支援方法など避難行動支援についての指針を策定。
H26.08	広島県広島市の土砂災害	犠牲者のうち、過半数が65歳以上の高齢者。

H27.03	岐阜市避難行動要支援者支援計画策定	法改正や内閣府の取組指針に基づき、岐阜市の避難行動要支援者支援体制を見直す。
H28.04	熊本地震	災害関連死や福祉避難所の開設等要配慮者の避難生活への対応に課題。
H30.07	平成30年7月豪雨	犠牲者のうち約7割が60歳以上の高齢者。
H31.03	岐阜市避難行動要支援者支援計画改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者すべてを平常時から避難支援関係者に提供するため、名簿の作成方法を改める。 ・避難支援等関係者に所轄の警察署を追加。
R3.05	災害対策基本法の一部改正 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の作成を、市町村の努力義務とする。 ・内閣府が、個別避難計画作成についての指針を整理し追加。

2 避難行動要支援者支援計画の位置づけ

本計画は、「岐阜市地域防災計画」が定める要配慮者・避難行動要支援者の支援を具体化していくための下位計画です。

3 用語の定義

本計画における用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 要配慮者

要配慮者とは、法第8条2項第15号に定めるものとする。

<参考>

法第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(中略)

(15) **高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者**（以下「**要配慮者**」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）とは、法第 49 条の 10 第 1 項に定めるものをいう。

<参考>

法第 49 条の 10

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

(3) 個別避難計画

個別避難計画とは、法第 49 条の 14 第 1 項に定めるものをいう。

<参考>

法第 49 条の 14

市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(4) 避難支援等実施者

避難支援等実施者（以下、「支援者」という。）とは、法第 49 条の 14 第 3 項第 1 号に定めるものをいう。

<参考>

法第 49 条の 14 第 3 項第 1 号、第 2 号

3 個別避難計画には、第 49 条の 10 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(5) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、法第 49 条の 11 第 2 項に定めるものをいう。

<参考>

法第 49 条の 11

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(6) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿とは、法第 49 条の 10 第 1 項に定めるものをいう。

(P4 参考欄参照)

第2章 避難行動要支援者の把握

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、次のようにして避難行動要支援者名簿を作成します。

(1) 要配慮者の把握

ア 市は、要配慮者として、次の【表-1】に掲げる者を避難行動要支援者名簿の対象として取り扱う。

【表-1】 避難行動要支援者名簿の対象とする要配慮者

区分	要件
高齢者等	65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし・高齢者世帯の届出をしている者 要介護認定を受けている者（要介護度1～5）
身体障がい者	身体障害者手帳所持者（1～6級）
知的障がい者	療育手帳所持者（A・A1・A2・B1・B2）
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級）

イ 市は、法第49条の10第3項の規定に基づき、福祉部及び保健衛生部が保有する情報を利用し要配慮者を把握する。

<参考>

法第49条の10第3項

市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(2) 避難行動要支援者の把握

ア 市は、避難行動要支援者名簿の対象とする要配慮者（【表-1】に掲げる者）に対して、ダイレクトメールにより、「避難行動要支援者名簿登録等に係る意向調査書（避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成・計画情報提供申請書）」（別記第1号様式参照。以下「調査書」という。）の提出を促し、調査書に記載された内容によって個別に要支援者に該当するか否かを判断する。

イ 調査書の提出がない場合に、次の【表-2】の要件に該当する者について

ては、要支援者として取扱い、該当しない者については、要支援者として取扱わないものとする。

ウ 【表-2】の要件に該当する者には、調査書を送付する際に、調査書の提出がない場合には要支援者として取扱われる旨の通知文書（別記第2号様式参照。）をあわせて送付する。

【表-2】の要件に該当しない要配慮者には、調査書を送付する際に、別記第3号様式の通知文書を送付する。

【表-2】調査書の提出がない場合に避難行動要支援者として取扱う要件

区分	要件
高齢者等	65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし・高齢者世帯の届出をしている者 要介護認定を受けている者（要介護度3～5）
身体障がい者	身体障害者手帳所持者（1級・2級又は同3・4級（下肢・体幹・脳原性移動機能障害））
知的障がい者	療育手帳所持者（A・A1・A2）
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）

（3）避難行動要支援者名簿への登録

ア 市は、前（2）アの調査書により「避難のための支援が必要」と申し出た者を、要支援者として避難行動要支援者名簿に登録する。

イ 市は、前（2）【表-2】の要件に該当する者に対し、調査書を送付後一定期間（おおむね3か月程度）が経過しても調査書の提出がない場合は、再度調査書の提出を促す通知書（別記第4号様式参照。）を送付し、調査書の提出がない場合は避難行動要支援者名簿に登録されることを通知する。

前記通知書を送付後一定期間（おおむね1か月程度）が経過してもなお調査書の提出がない場合は、避難行動要支援者名簿に登録する。

ウ 市は、前（2）【表-2】の要件に該当しない者に対しても、調査書の提出がない場合は、再度調査書の提出を促す通知書（別記第5号様式参照。）を送付し、避難支援が必要な人が漏れなく名簿に登録されるよう努める。

エ 社会福祉施設入所者や長期入院患者については、当人の所在が明確であり、施設において支援がなされるため、避難行動要支援者名簿に登録しない。

オ 市が把握していない要配慮者の中にも要支援者が存在する可能性があ

ることから、これらの者が要支援者対策から漏れてしまうことのないような仕組みが必要となる。

このため、各課窓口による啓発、広報ぎふやホームページ等によりこの制度の周知を行い、本人又は家族等から申し出のあった場合は、要支援者として取り扱い、避難行動要支援者名簿に登録する。

カ 避難行動要支援者名簿に登録された者が、名簿からの削除を希望する場合、「避難行動要支援者名簿登録削除申請書」（別記第 6 号様式参照。）を提出するものとする。

（４）避難行動要支援者名簿の提供

ア 市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を事前に避難支援等関係者（第 3 章 1(2)参照）に提供する。

イ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供にあたっては、岐阜市個人情報保護条例第 10 条第 2 項第 7 号の規定（岐阜市個人情報保護審議会平成 31 年 2 月 27 日答申第 251 号）に基づき、避難行動要支援者本人の同意を要しないものとする。

<参考>

法第 49 条の 11 第 2 項

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

法第 49 条の 11 第 3 項

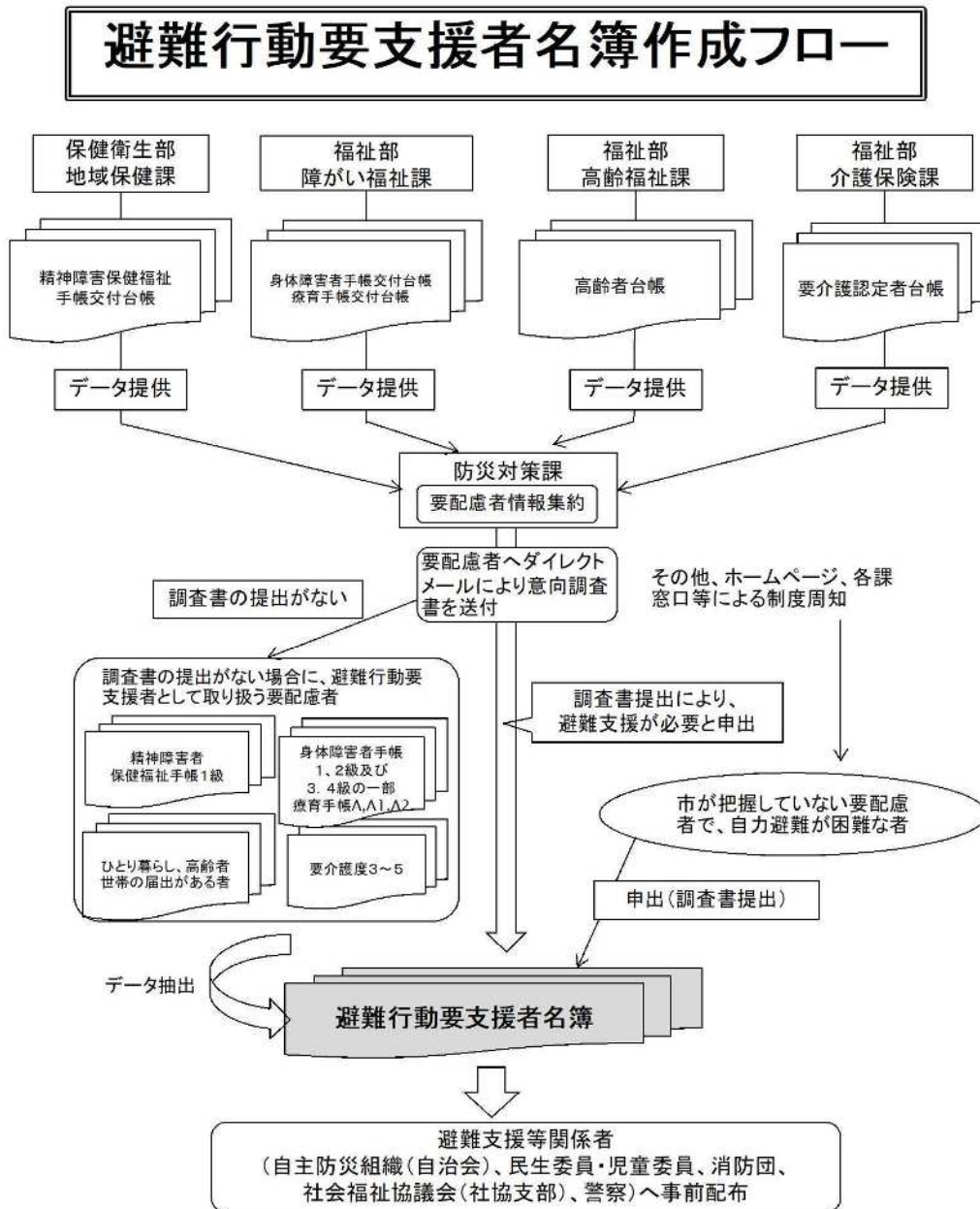
市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

岐阜市個人情報保護条例第 10 条第 2 項

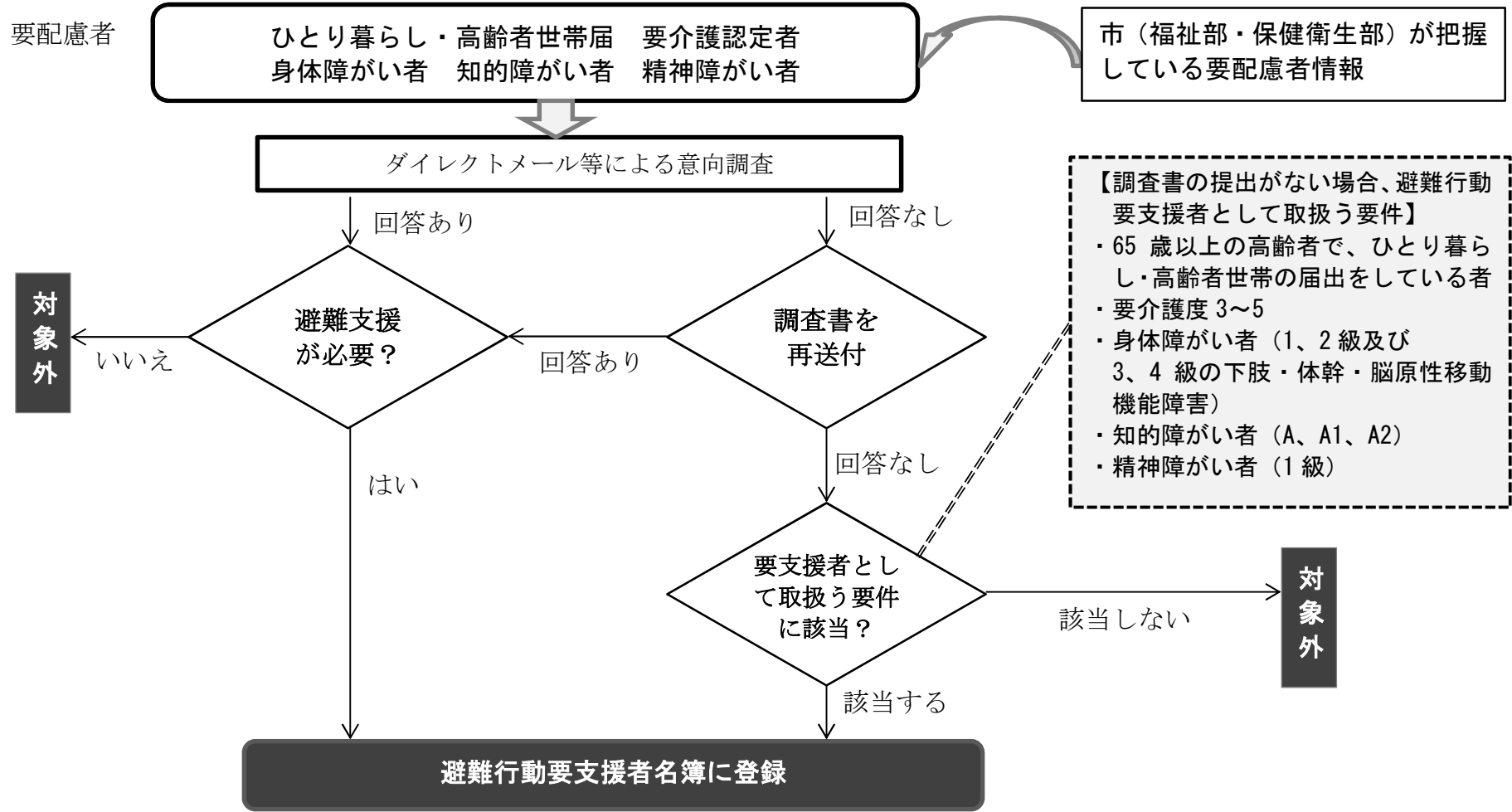
前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

【参考 避難行動要支援者名簿作成フロー】



【参考 避難行動要支援者名簿の対象者】



【平常時から避難支援等関係者へ提供】

2 個人情報の厳格な管理

要支援者の個人情報が掲載されている避難行動要支援者名簿の作成・管理にあたっては、名簿の管理を行う者及び利用目的を限定して厳格に管理し、要支援者のプライバシー保護に万全を期していかなければなりません。

避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を配布する際には、事前に次の確認等を行います。

- (1) 市は、避難支援等関係者に対し、個人情報の取扱いについて、法に基づき個人に守秘義務が課せられていることを説明するとともに、保管方法等の取扱いについて定期的に指導する。
- (2) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を受領する際に、「避難行動要支援者名簿・個別避難計画書受領書兼誓約書（別記様式第7号）」を提出し、名簿の保管及び個人情報の取扱いを適切に行う。
- (3) 市は、避難支援要支援者名簿の更新を行う際、旧の名簿を避難支援関係者から回収し、廃棄処理を行う。
- (4) 避難行動要支援者名簿を受け渡しする担当課は次のとおりとする。
自主防災組織・・・防災対策課 消防団・・・・・・・・・・防災対策課
民生委員・児童委員・・・福祉政策課 岐阜市社会福祉協議会・・・福祉政策課
警察・・・・・・・・・・防災対策課

<参考>

法第49条の12

市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して**名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること**その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

法第49条の13

法第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して**避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。**

第3章 避難行動要支援者支援の体制

1 市の役割

避難行動要支援者支援のための市の役割は次のとおりとします。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

- ア システムにより名簿情報を管理する。
- イ 都市防災部は、福祉部、保健衛生部からの内部情報を基に、毎月1回システムのデータ更新を行う。
- ウ 名簿の出力様式は、次のとおりとする。
 - ①避難行動要支援者名簿（別記第8号様式）
 - ②個別避難（日常見守り支援）計画書（別記第9号様式）

(2) 避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿は、災害の発生に備え、下記の避難支援関係者に提供するものとし、年1回以上、新旧の全部を交換する方式で更新を行う。

- ア 50地区の各自主防災組織
- イ 50地区の各民生委員・児童委員協議会
- ウ 消防団（39分団）
- エ 岐阜市社会福祉協議会（各地区の社会福祉協議会支部）
- オ 警察（岐阜中警察署、岐阜北警察署、岐阜南警察署、岐阜羽島警察署）

(3) 提供する情報

名簿に記載する内容については、法に基づき、以下のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 要配慮者区分
- ク 調査書の回答の有無
- ケ その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

<参考>

法第 49 条の 10 第 2 項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

2 避難支援等関係者の役割

避難行動要支援者支援のための避難支援等関係者の役割は次のとおりとします。

(1) 自主防災組織

要支援者の避難支援の中心的役割を担い、地域の他の避難支援等関係者との協議の場を設けるなど連携を図って、事前に提供される避難行動要支援者名簿を基に、個別避難計画を作成する。

(2) 民生委員・児童委員

平素の活動を通して得た経験や情報を活用して、自主防災組織の個別避難計画策定を支援するとともに、個別避難計画作成にあたっては要支援者本人への働きかけを行う。

(3) 岐阜市社会福祉協議会（各地区の社会福祉協議会支部）

自主防災組織と連携して個別避難計画作成などの要支援者支援を行う。
また、避難行動要支援者名簿登録制度の周知を図り、未登録者への啓発を行う。

(4) 消防団

災害時において、地域における消防・防災の中核的存在として消防署や他の避難支援等関係者と連携し、要支援者の避難支援や避難誘導、安否確認を行う。

(5) 警察

災害時において、人命の救出等の初動的な応急対応の中心的機関として、人命に差し迫った危険が及んでいると想定される要支援者の救助活動を中心に、避難支援や避難誘導、安否確認を行う。

また、平常時の巡回訪問の際などに要支援者の状況を把握する。

3 個別避難計画の作成

個別避難計画の作成については、次のとおりとします。

(1) 個別避難計画の様式

個別避難計画の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

(2) 個別避難計画の作成方法

災害が発生し、又は災害の発生のおそれが高まったときに、要支援者の避難誘導を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所に避難させるかなどを定めておくことが重要である。

避難支援等関係者は、自主防災組織が中心となって互いに協力し、事前に提供される避難行動要支援者名簿を基に、要支援者本人又はその家族等と話し合い、避難支援者や支援の方法等の必要事項を示した個別避難計画を作成する。

なお、具体的な策定方法については、別途手引きを作成する。

(3) 個別避難計画の作成及び計画情報提供の同意

市は、個別避難計画作成の推進にあたり、法の定めるところにより、要支援者から計画作成及び計画情報提供の同意を得るものとする。

同意の確認は、調査書の回答により行うものとする。

(4) 個別避難計画情報の管理

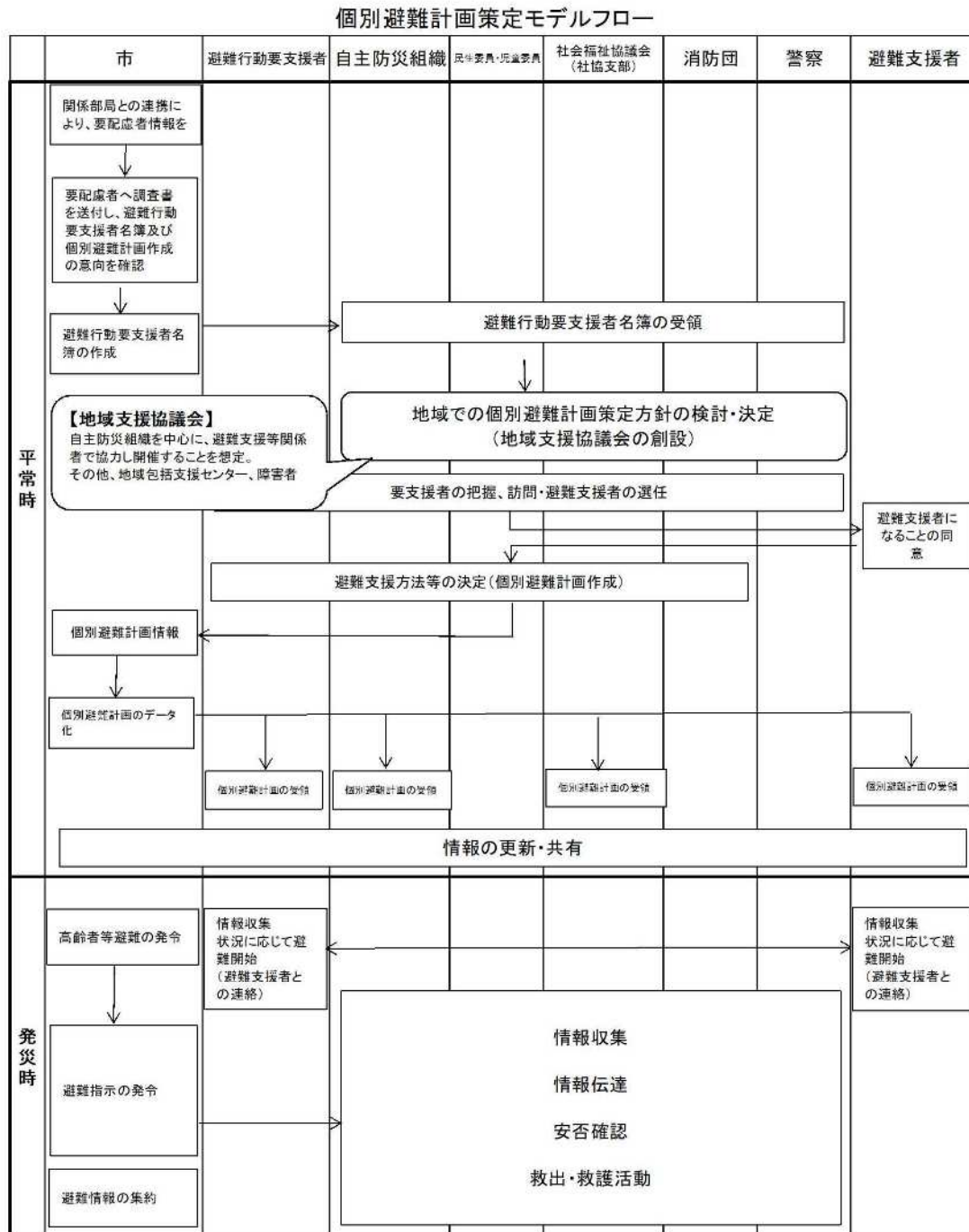
避難支援等関係者は、個別避難計画情報を受領する際に、「避難行動要支援者名簿・個別避難計画書受領書兼誓約書」を提出し、適切に個人情報を取り扱う。

市は、個別避難計画書の更新を行う際、旧の計画書を避難支援等関係者から回収し、廃棄する。

(5) 地域支援協議会の設置

各地域において、市、避難支援等関係者、その他団体などによる協議会を設置することにより、個別避難計画の策定方法や避難行動要支援者対策などの方針を決定する。

【表－２】個別避難計画策定モデルフロー



第4章 制度の見直し

1 岐阜市地域福祉推進計画との関連性

岐阜市地域福祉推進計画において、岐阜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）又は各地区の社会福祉協議会支部（以下「社協支部」という。）は日常の見守り及び災害時の避難行動支援の一体的な体制づくりを推進することとしています。

各地区において、自主防災組織が中心となって避難支援等関係者が合同でこの活動と共通の実行組織を整備する等、同調的な展開を図られることが望ましいと言えます。

岐阜市地域福祉推進計画重点施策事業

～支え合い活動の基礎となる情報基盤整備～

「近隣住民による日常の見守り・災害時の避難行動支援の一体的な体制づくり」

- 一人暮らしの高齢や高齢者のみの世帯等の生活上の安心を確保できるよう、近年は、社協支部等が中心となって「見守り」活動に取り組む地区が増えてきている。この活動をより実効性のあるものとしていくための活動モデルとして実施。
- 本人意向を確認しながら、近隣住民が集い協議しながら所定の様式を記入していくプロセスを通じて、「誰が、誰を」「どのように」見守り、避難支援するか等を具体的に定義する。
- 地域で不安を抱え、悩み・問題を抱えている人（見守られる側の人）にとっては、「助けて」と言える環境（仕組み）ができ、お互い様だから支え合いたいと考える人（見守る側の人）にとっては、地域活動に参加できる環境（仕組み）づくりとなる。
- この活動においては、避難行動要支援者名簿の活用等を図りながら、日頃のご近所づきあい等では見えにくい、孤立リスク・不安を抱える市民を中心とする見守り体制等を構築する社協支部を市社協地域活動コーディネーターが支援する。
- この活動モデルは、見守り活動の実践過程で課題となる個人情報取り扱い方法や関係者の連携協力の円滑化等も併せて図られるよう工夫がなされている。

また、この取り組みを基礎として、仲間づくりや手助け活動などの地域福祉活動のさらなる充実も図っていく。これらは、避難行動支援の基礎ともなる近隣住民相互の関係づくりにもなる。

2 岐阜市避難行動要支援者支援協議会の開催

本計画及び本市の要支援者に対する支援のあり方などについて、定期的（年1回程度）に岐阜市避難行動要支援者支援協議会を開催して見直しを図るとともに、個別避難計画作成の進捗状況を管理し、要支援者を支援するための制度の更なる充実を目指すものとします。

3 避難行動要支援者名簿の見直し（平成31年3月）

（1）避難行動要支援者名簿の事前提供

避難行動要支援者のうち、事前提供に同意を得られていない者の名簿を災害発生後に初めて避難支援関係者が提供を受けても、迅速に避難支援を行うことが困難であると想定される。

また、要配慮者のうち、障がいや介護の程度が重い等の理由から意向調査書の提出が困難な者も存在する。

このため、避難行動要支援者名簿に登録された者すべてを事前に避難支援等関係者に提供する方法に改め、要支援者の支援体制の充実を図る。

○見直しに伴う変更点

	改正前	改正後
避難行動要支援者名簿の提供 (第3章1)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市災害対策本部が認めたとき (根拠規定：災害対策基本法第49条の11第3項)	平常時から提供 (根拠規定：岐阜市個人情報保護条例第10条第2項第7号)
事前提供の対象 (第2章)	調査書により避難支援が必要と申し出て、かつ事前提供に同意した者	避難行動要支援者名簿に登録した者すべて (同意の要件を廃止)
名簿の種類 (第2章, 第3章1)	・避難行動要支援者名簿 ・要支援同意者名簿	・避難行動要支援者名簿 (要支援同意者名簿は廃止)

（2）避難支援等関係者に警察を追加

平成30年7月豪雨災害の被災地において、警察が地元自治体から事前に避難行動要支援者名簿が提供されていたことにより、要支援者の救助・安否確認を迅速に行った事例から、本市において、新たに警察を避難支援等関係者に追加し、支援体制を強化する。

【様式】

(避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成・計画情報提供申請書)

お 願 い	○あなたの避難支援の意向を把握するため、 <u>支援が必要・不要どちらであっても、この意向調査書を提出にご協力お願いします。</u>
-------------	--

■ あなた御自身についてお答えください。(該当する口に✓をつけて下さい。)

氏名	ふりがな	性別	男・女
生年月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日	同居者	有・無
住所	〒		
自宅電話	地区名	自治会 <input type="checkbox"/> 加入中 自治会名 () <input type="checkbox"/> 未加入	
携帯電話	自治会		
ファックス			
居住状況	<input type="checkbox"/> 自宅に居住 ⇨ 【問1】以降をお答えください。 <input type="checkbox"/> 施設に入所中 } ⇨ 名簿の対象外になります。回答はこれで終了です。 <input type="checkbox"/> 長期入院 } ⇨ 下欄の署名欄に署名し、提出してください。		

■ 次の設問の該当する口に✓をつけてください。

【問1】災害が発生して避難しなければならないとき、家族以外の助けが必要ですか？

- ①必要ありません（避難行動要支援者名簿への登録を希望しません）
→ 回答はこれで終了です。下欄の署名欄に署名し、提出してください。
- ②必要です（避難行動要支援者名簿の登録を希望します）
→ 【問2】をお答えください。

②を選択した場合は、災害の発生に備えて、あなたの情報を避難支援関係者（自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察）に平常時から提供します。

【問2】（問1で「②必要です」と答えた場合のみ回答してください）

あなたが避難するために助けが必要な理由は、次のどれですか？（複数選択可）

- 立つこと、歩くことがむずかしい。
 音が聞こえない（聞き取りにくい）。
 目が見えない（見えにくい）。
 危険が迫っていること、避難しなければならないことが自分で判断できない。
 言葉や文字を理解できない。理解がむずかしい。
 その他 ()

【問3】（問1で「②必要です」と答えた場合のみ回答してください）

岐阜市では、避難支援関係者（主に自主防災組織（自治会））に、個別避難計画の作成をお願いしております。それにより、避難支援が約束されるものではありませんが、自身の詳細な情報（緊急連絡先、かかりつけ医など）を、避難支援関係者に積極的に提供し、計画の作成及び避難支援関係者への提供に同意しますか。

- ①計画の作成および提供に同意しません。（避難行動要支援者名簿登録と提供はします。）
 ②計画の作成および提供に同意します。

※本書を提出される際は必ず署名をお願いします。

年 月 日

氏名（代理人）

代理人が署名する場合は本人との続柄 ()

〒 (住所) (氏名) 様

年 月 日

岐阜市長

避難行動要支援者名簿等にかかる意向調査について（お願い）

市では、高齢者や障がい者などの方のうち、災害時に自力または家族による避難が困難で特に支援が必要な方（避難行動要支援者）を支援するため、避難行動要支援者の名簿や、個別避難計画の作成を推進しています。

あなたについて、避難支援が必要か確認するため、別紙意向調査書に記入の上、
年 月 日までに同封の返信用封筒にて返送いただきますようお願いいたします。
支援が必要・不要どちらであっても、この意向調査書を提出してください。

【避難行動要支援者名簿について】

- 1 支援が必要と申し出のあった方の情報は、避難支援等関係者（自主防災組織（自治会）、民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察）に事前に提供され、災害時の安否確認や避難支援、平常時における支援活動などに利用されます。
また、地域において個別計画の策定が行われる場合には、ご協力をお願いします。
- 2 名簿登録によって災害時の避難支援を約束するものではありません。

※詳しくは裏面を御覧ください。

【重要】

意向調査書の提出がない場合、障がいや介護の程度（※）から避難支援が必要とみなして名簿に登録するとともに、災害の発生に備えて、障がいや介護の程度の情報が避難支援等関係者に事前に提供されますことをご了承ください。

（登録された以後、名簿からの削除は可能です。）

※意向調査書の提出がない場合に避難行動要支援者名簿に登録される方

ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯（民生委員による届出）、要介護度3・4・5、
身体障害者手帳1・2級および3・4級のうち下肢・体幹・脳原性移動機能障害、
療育手帳A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級

※この通知は、災害対策基本法の規定に基づき、市が保有する高齢者、要介護者、障がい者の情報をもとに発送しています。

【担当】

岐阜市都市防災部防災対策課

電話 058-267-4763（直通）

〒 (住所) (氏名) 様

年 月 日

岐阜市長

避難行動要支援者名簿等にかかる意向調査について【再通知】

災害時に自力または家族による避難が困難で特に支援が必要な方（避難行動要支援者）の名簿等作成のために、避難支援が必要か確認する意向調査書を以前お送りしましたが、これまでに提出がございませんでした。

つきましては、別紙意向調査書に記入の上、年 月 日までに同封の返信用封筒にて返送いただきますようお願いいたします。

支援が必要・不要どちらであっても、この意向調査書を提出してください。

行き違いで意向調査書を提出されておりましたら、ご容赦ください。

【避難行動要支援者名簿について】

1 支援が必要と申し出のあった方の情報は、避難支援等関係者（自主防災組織（自治会）、民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察）に事前に提供され、災害時の安否確認や避難支援、平常時における支援活動などに利用されます。

また、地域において個別計画の策定が行われる場合には、ご協力をお願いします。

2 名簿登録によって災害時の避難支援を約束するものではありません。

※詳しくは裏面を御覧ください。

【重要】

意向調査書の提出がない場合、障がいや介護の程度（※）から避難支援が必要とみなして名簿に登録するとともに、災害の発生に備えて、障がいや介護の程度の情報が避難支援等関係者に事前に提供されますことをご了承ください。

（登録された以後、名簿からの削除は可能です。）

※意向調査書の提出がない場合に避難行動要支援者名簿に登録される方

ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯（民生委員による届出）、要介護度3・4・5、

身体障害者手帳1・2級および3・4級のうち下肢・体幹・脳原性移動機能障害、

療育手帳A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級

※この通知は、災害対策基本法の規定に基づき、市が保有する高齢者、要介護者、障がい者の情報をもとに発送しています。

【担当】

岐阜市都市防災部防災対策課

電話 058-267-4763（直通）

〒
(住 所)
(氏 名) 様

年 月 日

岐阜市長

避難行動要支援者名簿等にかかる意向調査について【再通知】

災害時に自力または家族による避難が困難で特に支援が必要な方（避難行動要支援者）の名簿等作成のために、避難支援が必要か確認する意向調査書を以前お送りしましたが、これまでに提出がございませんでした。

つきましては、別紙意向調査書に記入の上、年 月 日までに同封の返信用封筒にて返送いただきますようお願いいたします。

支援が必要・不要どちらであっても、この意向調査書を提出してください。

行き違いで意向調査書を提出されておりましたら、ご容赦ください。

【避難行動要支援者名簿について】

1 支援が必要と申し出のあった方の情報は、避難支援等関係者（自主防災組織（自治会）、民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察）に事前に提供され、災害時の安否確認や避難支援、平常時における支援活動などに利用されます。

また、地域において個別計画の策定が行われる場合には、ご協力をお願いします。

2 名簿登録によって災害時の避難支援を約束するものではありません。

※詳しくは裏面を御覧ください。

※この通知は、災害対策基本法の規定に基づき、市が保有する高齢者、要介護者、障がい者の情報をもとに発送しています。

【担当】

岐阜市都市防災部防災対策課

電話 058-267-4763（直通）

避難行動要支援者名簿登録削除申請書

お願い	避難行動要支援者名簿に登録された方が、名簿からの削除を希望する場合は、この申請書を提出してください。なお、個別避難計画が作成されている場合、計画情報も併せて削除されます。
-----	---

(あて先) 岐阜市長

私は、下記の理由により、避難行動要支援者名簿から自らの情報を削除するよう申出します。

■名簿から削除を希望される方

氏名	ふりがな	性別	男・女
生年月日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日	同居者	有・無
住所	〒		
自宅電話		携帯電話	

■削除を申請する理由（該当する口に✓をつけてください。）

- ①自力で避難が避難できる。
②同居の人により避難できる。
③近所の人など支援してくれる人が決まっている。
（避難行動要支援者名簿によって避難支援等関係者に自分の情報を知らせなくてもよい。）
④施設に長期入所または病院に長期入院している。
⑤その他
（ ）

※本書を提出される際は必ず署名をお願いします。

年 月 日

氏名（代理人）

代理人が署名する場合は本人との続柄（ ）

(別記第7号様式)

避難行動要支援者名簿・個別避難計画書受領書兼誓約書

(あて先) 岐阜市長

避難行動要支援者名簿・個別避難計画書（以下「名簿等」という。）を受領しました。なお、受領にあたり以下の4点を誓約します。

- 1 岐阜市避難行動要支援者支援計画の趣旨を理解し、名簿等の情報を同人のための避難支援、個別避難計画作成及び日常の見守り活動以外の目的には利用しません。
- 2 名簿等の保管、取扱いには十分注意し、関係者以外の第三者に情報が漏れないよう適正に管理を行います。
- 3 許可なく名簿等の複写を行いません。
- 4 名簿等更新時や役員交代時には、必ず名簿等の返却又は引き継ぎを行います。

年 月 日

(団体等の名称)

(代表者の役職・氏名)

(別記第8号様式)

避難行動要支援者名簿

番号	登録申請 ※	氏名	氏名カナ	生年月日	性別	郵便番号	住所(又は居所)	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由 (名簿登録の申請がない場合は 要配慮者区分を記載)	その他

※ ○=名簿登録を申請した人 空欄=名簿登録の申請はないが、障がいや介護の要件により名簿登録されている人

個別避難（日常見守り支援）計画書

要支援者	フリカナ		性別		登録申請※		登録番号	
	氏名		同居者		生年月日			
	住所	〒			地区名			
					自治会名			
	電話番号			メールアドレス				
	携帯電話			FAX				
支援が必要な事由	※申請書の提出がない場合、要配慮者区分を掲載							

医療関係情報	かかりつけ医療機関・電話番号	既往歴又は治療中の傷病名	血液型

緊急連絡先	氏名	続柄	郵便番号・住所	電話番号
			〒	
			〒	

支援者	氏名	郵便番号・住所	電話番号
	支援関係者への情報提供に同意の上、支援者が自署してください	〒	
	支援関係者への情報提供に同意の上、支援者が自署してください	〒	

その他関係者	氏名	電話番号等	備考

支援内容	
------	--

避難場所	
特記事項	

※ ○=名簿登録を申請した人、空欄=名簿登録の申請はないが、障がいや介護の要件により名簿登録されている人

0 50m

上記の記載内容に誤りがないことを確認するとともに、支援関係者【自主防災組織(自治会)、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会(社協支部)、警察】及び支援者に情報提供することに同意します。

年 月 日

本人との関係

本人(要支援者)

[]

署名 代理人

代理人が署名する場合は、本人との関係を記入してください。

- ・この計画書に記載された個人情報は、要支援者の支援以外の目的で使用しないでください。
- ・個別避難計画は、支援を約束したり、強制したり、結果責任を問うようなものではありません。

メモ欄

(参考)

大きな地震や、風水害などの災害時に自力（家族）での避難が難しい方へ。

《避難行動要支援者名簿登録等のご案内》

～災害時に避難の手助けをする体制づくりに名簿を活用します。

自力（家族）での避難が困難な方は名簿登録の申請をしてください～

避難行動要支援者名簿登録制度等の目的

自力または家族だけでは避難ができず、第三者の助けを必要とする方（避難行動要支援者）を地域みんなで助ける仕組みをつくるためのものです。

市では、名簿登録された場合、同意を得た方に対し、地域による個別避難計画の作成・計画情報の提供を推進しております。個別避難計画の作成に同意された場合は、地域での活動に積極的にご協力ください。

ただし、名簿や個別避難計画の作成は、第三者の善意に基づき避難の可能性を高めるためのものであり、災害時の避難支援を約束するものではありませんし、避難支援できなかった場合に支援者及び市が責任を負うものではありません。

避難支援の対象となる方は？

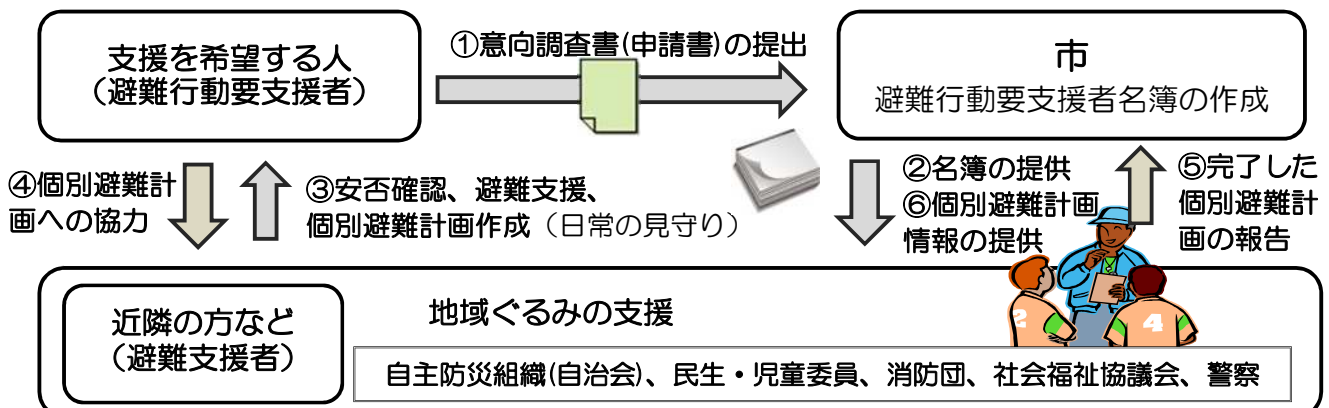
災害時に避難が必要となった場合に、身体が不自由などの理由で自力または家族の支援のみでは避難が困難であり、第三者の支援を必要とする在宅の方が対象です。

（第三者の支援が必要かどうかは、本人またはご家族に判断していただきます）

※施設に入所されている方や長期入院の方は対象外です。



支援のしくみ



名簿に登録された方の情報は、災害時の安否確認や避難支援の実施のため、自主防災組織（自治会）や民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察に提供され、災害時に誰が助けに行くかを決めたり（個別避難計画の作成）、日頃の見守り活動などに利用されます。

個人情報取り扱い

申請いただいた方の個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由）は、日頃の見守りや災害時の避難支援の用途に限定して、市や避難支援関係者において利用されます。

登録方法と問合せ先

意向調査書（本書）に必要事項を記入のうえ、防災対策課、障がい福祉課、介護保険課、高齢福祉課、地域保健課または各事務所へ提出してください。（郵送可）

岐阜市都市防災部防災対策課 電話 058-267-4763
FAX 058-265-3857